

2009年7月29日

宮城地方最低賃金審議会 様

全労連・全国一般宮城一般労働組合  
書記次長 武田 和朗

## 意見陳述

宮城一般労働組合の武田和朗と申します。

私は交通警備やビルの施設管理・警備などを行う職場で働いています。警備業界は、「きつい・汚い・危険」の「3K職場」の典型と言われ、「安かろう、悪かろうの印象も根強い職場」と見られています。宮城県警備業協会加盟の127社・8000名の業界はいつでも人手不足の状態になっています。この背景に低賃金があります。あまりにも低い低賃金は生活そのものが成り立たないとして、この業界では生計を立てられないという声が圧倒的です。最低賃金の低さは自治体発注の競争入札でも人件費の切り下げに使われ、人材が確保されていないというのが現状となっています。

最低賃金法が39年ぶりに改定されました。私たちは、この改正を生かすためにランク別の「生計費調査」を実施しました。昨年12月の首都圏によるAランク調査に続き、今年4月、東北地方の調査を行い、この度、「東北地方最低賃金Dランク、若年単身労働者世帯の最低生計費試算」の中間報告をまとめました。算定された「最低生計費」は税込み月額231,421円で、月所定労働時間173.8時間の計算で時間給は1,332円という結果が現れました。先に算定した首都圏の若年単身世帯の月額233,801円・時間額1,345円と比較をすると、その差額は、時間額でわずか13円、Cランクである宮城県の2倍以上となっており、大幅な引き上げが必要となります。

改正最低賃金法で明記された「生活保護を上回る水準」での「逆転現象」の解消の問題です。今回12都道府県と拡大をしています。宮城県は依然として、「逆転現象」の県の一つです。「逆転現象を2年から5年で解消する」と後ろ向きの議論ではなく、法違反を積極的に是正するという前向きの討議を望みます。7月16日には、日本弁護士連合会が、「最低賃金の引き上げに関する会長声明」を發表し、「先進諸外国と比較をしてもわが国の最低賃金は最も低い水準に位置している」「働いても働いても、人間らしい生活ができないワーキングプアが社会問題となっている今日、最低賃金の引き上げは依然として緊急の課題であ

る」「改正最低賃金法が定めた生活保護水準との整合性の確保は国民の生存権保障にも直結する緊急の要請であることから逆転現象を解消すべきである」と、明記しています。7月8日付け毎日新聞は、「働く貧困層の解消、生活保護水準より低い逆転現象の解消、欧米との比較による格差の解消という3つの理由を挙げて、「過去2年間続いた2ケタ引き上げの流れを止めるべきではない」と、強調しています。国際的に見ても日本の最低賃金額は最低で推移しています。2009年版国民春闘白書の試算によれば、フランス・イギリス・ベルギー・オランダ・オーストラリアなどは、購買力平価換算で月額20万円を超え、時間額でも1200円から1300円の水準までできています。各国の一般労働者平均賃金水準の50～60%まで到達するよう指針が示されているからです。残念ながら日本の最低賃金水準は、平均賃金の30%にすぎません。世界の流れは、不況打開・購買力拡大、経済活性化の起爆剤として最低賃金引き上げが位置づけられています。深刻な不況と雇用悪化が進む経済大国日本がこんな状態のままでもいいのでしょうか。

宮城県内の各自治体議会でも意見書の採択がすすんでいます。「最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書」の採択は、自治体合併前と合併後合わせて、23自治体に及んでいます。今回、2009年3月11日に議決された多賀城市議会の意見書を添付しました。

最後に、昨日、中央最低賃金審議会の小委員会が改定目安を示しました。それによれば宮城県の場合は、20円の乖離に対して10円の引き上げ目安となっています。宮城地方最低賃金審議会としてはこの目安にこだわらず、一刻も早い乖離の解消を図る引き上げ額にすべきと考えます。

改めて、改正最低賃金法に基づき、生活保護基準を下回ることはないよう、大幅な最低賃金の引き上げを求めて意見陳述とします。

以 上